佐賀県立図書館一般資料収集基準

令和5年4月1日制定

1 目的

この基準は、佐賀県立図書館資料収集方針に基づき、一般資料の選択に当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 収集の内容及び基準

別表のとおり

なお、収集に当たっては、原則として複本は所蔵しないことと する。

収集の基本方針(収書方針)	内 容	基準
(1)佐賀県立図書館運営方針	各分野の参考図書は幅	【参考図書】
に従い、県民が必要とす	広く収集する。	・百科事典、各分野の辞典、辞書、
る資料を各分野にわたり	・各分野の基本的な古	用語集、便覧、ハンドブック、
幅広く収集する。	典、名著、全集、選集、	人名録、法令集、判決集、条約
	著作集等は優先的に	集等を収集し、所蔵資料の改訂
	収集する。	版は基本的に収集する。
	・行政刊行物は各種報告	各分野の基本的な年鑑、年報、
	書を中心に収集する。	白書等は継続して収集する。
	・各分野の受賞作品は優	・地図帳については、日本及び世
	先的に収集する。	界の最新のものを収集する。
		【基本図書】
		・各分野で収集する資料は、大学
		の基礎科目程度の内容を持つ
		ものとする。
		・情報科学に関係する資料は、最
		新技術の動向に十分留意して
		収集する。
		【専門書】
		・特定分野を対象とした高度な内
		容の学術書などについては、県
		全体で広域的に利用が見込ま
		れるものを収集する。
		【視聴覚資料】
		・古典音楽、伝統芸能(落語、民
		謡等)を収集する。
		・歴史的、文化的に著名な日本文
		学、世界文学等の作品を朗読し
		たものを収集する。
(2)市町立図書館を支援する	・市町立図書館を支援す	・市町立図書館を支援するために
中核的(基幹)図書館と	るために必要な、各分	次のような資料を収集する。
しての機能を十分果たし	野の資料を幅広く収	広域的に利用が見込まれる

うる専門的な資料の収集 に努める。 (3)県民や地域の課題解決 資料を収集する。

集する。

・県立図書館が備えるべ き専門書、学術書を収 集する。

学術的、専門的な資料 新しい知識や情報を提供す るための分野の資料 教養、レクリエーション、生 涯学習等に役立つ、専門的視 点により記述された資料

・図書館学及び図書館関係資料は 積極的に収集する。

- を支援するために役立つ
- 立つ入門書、概説書、 実用書を収集する。
- ・各分野の入門書、概説 書については専門的 視点によるものを収 集する。
- 実用書はレファレンス に有効なものを収集 する。
- ・専門書、学術書につい てはその内容が重複 しないように収集す
- ・県政の重要施策に関す る資料を積極的に収 集する。

・各分野の課題解決に役 ・課題解決を支援するために次の 分野の資料を収集する。

> ビジネス支援 法務情報 医療・健康情報 行政支援

- ・その他、社会情勢等の変化によ り課題解決支援の必要性が高 くなった分野に関する資料を 収集する。(子育て、高齢者の 介護や福祉、防災防犯対策等)
- ・県政重要施策に関する資料は、 入門書、概説書、研究書、史料 まで体系的に収集する。
- •特に県民の意見が大きく分かれ る県政の重要な課題で、県民が 判断するために県立図書館の 情報提供が必要なものとして、 館長が指定した課題に係る資 料については、できるだけ収集 する。

- 等に関する郷土資料を積 極的に収集する。
- 関わりの深い歴史、文 化、農林水産業や窯業 等の産業についての資 料は積極的に収集す る。
- (4)地域の歴史、文化、産業 |・各分野で地域の特性に |・地域の各分野にわたる、過去、 現在、将来を展望できる次の資 料を収集する。

歴史、文化、産業に関する県 史、市町村史誌類、図録、目 録等

(5)時代や社会の変化に対応 した情報提供に資する資	・国際化の進展にともない、外国図書や国際交	地域出身の人物に関する伝 記類 地域在住、出身者の作品集 その他、郷土に関する資料 ・世界の言語に関する辞書や専門 書を収集する。
料を収集する。	流に関する資料を積極的に収集する。 ・その他、情報提供に関する資料を積極的に収集する。	 ・各国の現状を理解できる資料は、最新版を収集する。 ・資料は、専門的視点により記述された入門書、概説書、研究書まで体系的に収集する。 ・佐賀県立図書館が実施する企画展示に必要な図書を収集する。
(6)児童の発達、教育の視点から必要になる資料を全点収集する。		・幼児から児童を対象とした資料 を収集する。 ・児童が読書の楽しみを発見し、 人格の形成、読書習慣の形成に 役立つ資料を収集する。
(7)複本の対象資料	・好生館分室に排架する 資料は必要に応じて 複本を収集する。 ・蔵書のうち長期間利用 に供することができ ない資料のうち特に 必要な資料について は複本を収集する。	・好生館分室に排架する複本の対象は、次のものとする。 日野原文庫用図書 医療関係図書 参考図書(辞書等) 郷土関係図書 文芸書(日本の現代小説)

附則

- この基準は、平成24年4月1日から適用する。
- この基準は、平成25年1月21日から適用する。
- この基準は、平成25年12月5日から適用する。
- この基準は、平成27年10月8日から適用する。
- この基準は、令和5年4月1日から適用する。